

砂川市告示第 28 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次の者を指定公金事務取扱者に指定したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

砂川市長 飯 澤 明 彦

記

1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

名称 地方公共団体情報システム機構

事務所の所在地 東京都千代田区一番町 25 番地

2 指定公金事務取扱者に納付させる歳入の種類

コンビニエンスストア等における証明書の自動交付に係る証明書交付手数料

- (1) 住民票の写しの交付手数料
- (2) 印鑑登録証明書の交付手数料
- (3) 戸籍全部（個人）事項証明書手数料
- (4) 戸籍の附票の写しの交付手数料
- (5) 所得証明書手数料
- (6) 課税（非課税）証明書手数料
- (7) 所得・課税証明書手数料

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（契約期間満了の 1 か月前までに契約期間満了日（令和 9 年 3 月 31 日）をもって本契約を終了しない限り、自動的に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする）